

## 社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会 公益通報者保護に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が経営する事業の公益を確保するため、利用者、職員等が行う公益通報に関し必要な事項を定め、公益通報をしたことにより不利益な取り扱いを受けないようにすることを目的とする。

### (通報者及び相談者)

第2条 通報窓口及び相談窓口の利用者は本会の役職員（専任嘱託職員、嘱託職員、臨時職員、パート職員及び退職者含む）及び地域住民並びに本会サービス利用者（以下「役職員等」という。）とする。

### (窓 口)

第3条 役職員等からの通報及び相談に応じる窓口を本会総務課及び唐桑支所並びに本吉支所に設置する。

### (通報の方法)

第4条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は電話、電子メール、FAX、書面、面会とする。

### (調査)

第5条 通報された事項に関する事実関係の調査は事務局長（以下「責任者」という。）が行う。

2 責任者は、調査する内容により、関連する部署のメンバーからなる調査チームを設置することができる。

### (協力義務)

第6条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

### (是正措置)

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本会は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

### (処 分)

第8条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本会は当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課すことができる。

(通報者等の保護)

第9条 本会は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 本会は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる。

(個人情報保護)

第10条 本会及び本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。本会は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

(通知)

第11条 本会は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第12条 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。本会は、そのような通報を行った者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第13条 通報処理担当者に限らず、相談又は通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む。）は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。